

令和5年度 IT 人材育成研修委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和5年度 IT 人材育成研修の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、令和5年度 IT 人材育成研修（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託事業の実施）

第2条 乙は、委託事業の実施にあたっては、別添の令和5年度 IT 人材育成研修業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて行わなければならない。仕様書が変更されたときも同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託事業の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託期間）

第3条 この契約による委託期間は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

（委託料等）

第4条 委託事業に係る費用（以下「委託料」という。）は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）以内とする。

（委託料の支払い）

第5条 甲は、委託事業が終了し、その額が確定した後に乙の適正な請求を受理してから30日以内に支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託料の上限の90パーセントを限度とし、乙に概算払をすることができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除する。

（実績報告等）

第7条 乙は、委託事業が終了したときは、委託事業終了の日から14日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに事業完了報告書（様式第3号）、委託事業の成果を記載した実績報告書（任意様式）及び収支決算書（任意様式）甲に提出しなければならない。この場合において、第5条第2項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

(委託料の額の確定)

第8条 甲は、前条の規定により、乙から事業完了報告書等の提出があったときは、遅滞なく、当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条の委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(再委託等の制限)

第10条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

(委託事業の変更等)

第11条 甲は、委託事業の内容を変更する必要があるときは、直ちに乙と協議しなければならない。ただし、この規定にかかわらず、甲が委託事業の実施について改善する必要を認めるときは、その改善事項を乙に指示できるものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により、仕様書に記載された委託事業の内容を変更する必要があるときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承諾を得なければならない。

(事情変更による契約解除)

第12条 甲及び乙は、前条の協議又は承諾の結果により、この契約の解除又は一部の変更を行うことができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は乙に対し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(契約違反による解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約の解除又は一部の変更を行うことができる。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、前条第2項の規定を準用する。

3 当該解除により生じた損害については、甲はその責を負わないものとする。

(実施状況の調査等)

第14条 甲は必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類、その他の記録及び委託事業の実施状況について、実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託事業の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(損害の負担)

第15条 委託事業の実施に際して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する事由による損害のために

生じた経費は甲が負担するものとし、その負担額は甲乙協議して定めるものとする。

(知的財産権)

第 16 条 乙が委託事業により取得した知的財産権は、甲が継承するものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、委託事業の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第 18 条 乙は、委託事業を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成 17 年茨城県条例第 1 号) 第 7 条第 2 項及び第 8 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 19 条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等を、委託事業が終了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存するものとする。

(疑義の処理)

第 20 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 5 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
茨城県知事 大井川 和彦

乙 住所
法人名
代表者職氏名

別記

特約事項

1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事業を処理するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記載された媒体の保管

個人情報が記載された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者の個人情報は、委託事業が完了し、甲から指示を受けたときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄しなければならない。また、廃棄した旨を甲に対し書面をもって報告すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するために収集・作成した個人情報は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために利用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏洩その他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。